

(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

重要事項説明書

社会福祉法人よしみ会

泉北園百寿荘

社会福祉法人よしみ会
泉北園百寿荘
指定（介護予防）短期入所生活介護
重要事項説明書

当事業所は、ご契約者の皆様に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 よしみ会
法人所在地	大阪府堺市中区大野芝町66-1
電話番号	072-237-8625
FAX番号	072-234-1001
代表者氏名	理事長 中辻 祥代
設立年月	昭和45年2月

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
平成12年3月15日
堺市・第2770102453号
* 当事業所は指定介護老人福祉施設泉北園百寿荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に必要な居室及び共用施設等をご利用いただき（介護予防）短期入所生活介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 泉北園百寿荘
- (4) 事業所の所在地 大阪府堺市南区茶山台3丁23番2号

(5) 電話番号 072-296-3535

(6) 事業所長（管理者） 氏名 中辻 克友

(7) 当事業所の運営方針

我が国の高齢化が急速に進む中、福祉サービスを必要とする者が心身共に健やかに生活できる環境づくりに取り組んでいく必要がある。また年齢及び心身の状況に応じ地域において必要な福祉サービスを提供する必要がある。これらが総合的に提供されることを目的に泉北園百寿荘を創設する。

私たちは、保育園における幼児教育、老人ホームの介護、在宅介護を通して「人のいたみ」を共感しえるよう、自己研鑽に努め、豊かな社会・安心して暮らせる社会に寄与していくものである。

(8) 開設年月日 平成 7年 4月 1日

(9) 通常事業の実施地域 堺市及び大阪狭山市

(10) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休
受付時間 午前9時から午後6時（送迎時間含む）

(11) 利用定員 併設型10名
空床型（特別養護老人ホームの空床分あり）

(12) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、1人部屋または4人部屋です。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）※ 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の一部を使用するものとして、以下の居室設備は特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の居室設備も含まれます。

居室・設備の種類	客室	備考
個室（1人部屋）	11室	主に（介護予防）短期入所生活介護利用者用
4人部屋	13室	
合計	25室	
食堂	1室	
浴室	2室	一般浴室と特殊浴室
医務室	1室	

※居室の変更：居室の空き状況、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。※4人部屋にはプライバシー保護のため仕切りカーテンや壁を設置しています。

3 職員の配置

当事業所は、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置》職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1
2. 介護職員	20	20
3. 生活相談員	1	1
4. 看護職員	2	2
5. 介護支援専門員	1	1
6. 医師	必要数	必要数
7. 管理栄養士	1	1
8. 機能訓練指導員	1	1

- * 当事業所は、指定介護老人福祉施設「泉北園百寿荘」に併設されていますので職員配置については、指定介護老人福祉施設「泉北園百寿荘」と同様です。
- * 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

<主な職種>

《各職種の職務内容》

1. 施設長	施設の責任者。施設全体の統括と業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。
2. 介護職員	利用者の食事介助、入浴介助、排せつ介助、着替え介助等日常生活の介助を行う。
3. 生活相談員	利用者の受入れ、日常的な相談、家族からの相談に対応する。また、介護職員と一緒に介護に従事したり、事務職員と介護保険事務に従事する。
4. 看護職員	利用者の健康管理、服薬管理、カルテ管理、医師との連携を行う。また、急変時の対応等を行う。
5. 介護支援専門員	利用者の居宅サービス計画の作成および、アセスメント、モニタリングを中心となって行う。
6. 医師	利用者の診察や健康管理、必要に応じて医療機関への紹介を行う。
7. 管理栄養士	利用者の食事、栄養管理を行う。食事面からの健康管理を行う。
8. 機能訓練指導員	利用者の生活能力の向上を目的として、機能訓練を行います。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1 医師	火曜日・木曜日・土曜日 14:00～16:00
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝（早出） 7:00～16:00 2名
	日中（日勤） 9:00～18:00 6名
	遅夜（遅出） 11:00～20:00 2名
	夜間（夜勤） 17:00～10:00 2名
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝（早出） 7:30～16:30 1名
	日中（日勤） 9:00～18:00 1名
	遅夜（遅出） 9:30～18:30 1名
4 機能訓練指導員	日中（日勤） 9:00～18:00 1名

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書 第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割※）が介護保険から給付されます。※所得が多い場合は、8 割～7 割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 入 浴・・・入浴又は清拭を行います。ご契約者の状態に応じ浴槽が選択でき、安心して入浴していただけます。
- ② 排 泄・・・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大に活用した援助を行います。
- ③ 送 迎・・・ご契約者の自宅と当事業所間の送迎を行います。
送迎費は往復で約386円となります。
- ④機能訓練
ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤健康管理
医師や看護師、看護職員が健康管理を行います
- ⑥その他自立への支援
 - ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な自立を支援します

【持ち物について】

お持ちいただくものは下記の通りです。

おむつ類、入浴用品（タオル・バスタオル・石鹸・洗面器等）はすべて施設の備品を使用しますので持参していただく必要はありません。

- ① 服用中の薬、塗布薬等（利用日数分）
- ② 肌着、普段着等の衣服
- ③ 履物（履き慣れたもの）
- ④ 歯ブラシ・髭剃り・ティッシュペーパーなど
- ⑤ 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）のコピー

*衣服は洗濯しますので、名前を記入しておいて下さい。着用されている衣服にもお願いします。（乾燥機を使用しますので、縮みやすい衣類はお控えください。）

*持ち物はできるだけ少なくまとめておいて下さい。

*現金・貴重品（携帯電話・高価な物）の持ち込みにつきまして、紛失した場合の責任は負いかねますので原則持ち込み禁止とさせていただきます。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書 第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、滞在期間の居室、利用者負担段階に応じて異なります。）

【サービス利用料金（1日あたり）】

<多床室・従来型個室>

	要支援1	要支援2
I ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	4,758 円	5,580 円
II Iより介護保険 から給付される額	4,282 円 (3,806 円) (3,330 円)	5,022 円 (4,464 円) (3,906 円)
III サービス利用 に係る 自己負 担額（I - II）	476 円 (952 円) (1,428 円)	558 円 (1,116 円) (1,674 円)
IV 食費	*各所得段階による設定	
V 滞在費	*各所得段階による設定	
VI 自己負担計	（III・サービス利用に係る自己負担額 + IV・食費 + V・滞在費）	

※1（ ）内の料金は一定所得以上の方で自己負担が2割・3割の場合

【サービス利用料金(1日あたり)】

<多床室・従来型個室>

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
Iご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,361円	7,089円	7,859円	8,598円	9,326円
IIより介護保険から給付される額	5,724円 (5,088円) (4,452円)	6,380円 (5,671円) (4,962円)	7,073円 (6,287円) (5,501円)	7,738円 (6,878円) (6,018円)	8,393円 (7,460円) (6,528円)
IIIサービス利用に係る自己負担額(I-II)	637円 (1,273円) (1,909円)	709円 (1,418円) (2,127円)	786円 (1,572円) (2,358円)	860円 (1,720円) (2,580円)	933円 (1,866円) (2,798円)
IV食費	*各所得段階による設定				
V滞在費	*各所得段階による設定				
VI自己負担計	(III・サービス利用に係る自己負担額 + IV・食費 + V・滞在費)				

※1 ()内の料金は一定所得以上の方で自己負担が2割・3割の場合

○サービス利用に係る自己負担額に加え、要件を満たす場合、以下の項目が加算されます

- ・機能訓練体制加算(I)(12単位)
- ・サービス提供体制加算(I)(22単位)
- ・看護体制加算III1(12単位)、・看護体制加算IV1(23単位)
- ・夜勤職員配置加算(I)(13単位)、・口腔連携強化加算(50単位)
- ・看取り連携体制加算(64単位)、・送迎加算(184単位)
- ・介護職員処遇改善加算I(1ヶ月の単位数から1000分の140を乗じた単位)
- ・長期利用者提供減算(連続利用30日超えの場合) - 30単位/日
- ・長期利用者提供減算(連続利用61日以上(介護予防)短期入所生活介護を行った場合)
基本単位数(多床室・個室共通)

要介護1 603単位⇒573単位/日を請求 要介護2 672単位⇒642単位/日を請求

要介護3 745単位⇒715単位/日を請求 要介護4 815単位⇒785単位/日を請求

要介護5 884単位⇒854単位/日を請求

*** 食費・滞在費について**

食費・滞在費は全額自己負担となります。負担額は、ご契約者の属する世帯所得によって差があります。世帯年収が一定額以下の型には三段階の軽減措置があります。主に市民税世帯非課税の方が対象となります。

(ご契約者が市民税非課税であっても世帯が非課税でない場合は対象となりません。)

○当事業所における食費、滞在費の基準費用額(日額)

	滞 在 費	食 費
従 来 型 個 室	1,300 円	1,600 円
多 床 室	1,000 円	1,600 円

<利用者負担第 1 段階>

市民税世帯非課税で高齢福祉年金、生活保護受給者。

	居住費	食費
従来型個室	380	300
多床室	0	300

<利用者負担第 3 段階-①>

市民税世帯非課税で課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の者。

	居住費	食費
従来型個室	880	1,000
多床室	430	1,000

<利用者負担第 4 段階>

市民税世帯課税、課税年金収入が 380 万円未満の者。

	居住費	食費
従来型個室	1,300	1,600
多床室	1,000	1,600

<利用者負担第 2 段階>

市民税世帯非課税で課税年金収入が 80 万円以下の者。

	居住費	食費
従来型個室	480	600
多床室	430	600

<利用者負担第 3 段階-②>

市民税世帯課税、課税年金収入が 120 万円超の者。

	居住費	食費
従来型個室	880	1,300
多床室	430	1,300

○ご契約者がまだ要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます。(償還払い)

また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更する場合があります。

1. サービス利用料金

サービスコード	サービス内容略称	単位 (円)	該当欄	備 考
242111	予併設短期生活 I 1 <従来型個室>	451		
242121	予併設短期生活 I 2 <従来型個室>	561		
212111	併設短期生活 I 1 <従来型個室>	603		
212121	併設短期生活 I 2 <従来型個室>	672		
212131	併設短期生活 I 3 <従来型個室>	745		
212141	併設短期生活 I 4 <従来型個室>	815		
212151	併設短期生活 I 5 <従来型個室>	884		
242115	予併設短期生活 II 1 <多居室>	451		
242125	予併設短期生活 II 2 <多居室>	561		
212115	併設短期生活 II 1 <従来型個室>	603		
212125	併設短期生活 II 2 <従来型個室>	672		
212135	併設短期生活 II 3 <多居室>	745		
212145	併設短期生活 II 4 <多居室>	815		
212155	併設短期生活 II 5 <多居室>	884		
219200	短期入所生活介護送迎加算	184		利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合(片道につき)
216004	短期生活機能訓練体制加算	12		機能訓練指導員を配置している場合。
216099	短期生活サービス提供体制加算 I 1	22		①介護福祉士80%以上、②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ①・②のいずれかに該当すること。
216135	短期生活看護体制加算Ⅲ 1	12		前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、 要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上である場合。
216137	短期生活看護体制加算Ⅳ 1	23		前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、 要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上である場合。
214000	短期生活看取り連携体制加算	64		看取り介護を行った後、死亡日及び死亡日以前30日以内
216117	短期生活夜勤職員配置加算 I	13		夜勤時間帯において、基準を上回る職員を配置している場合。
216192	短期生活口腔連携強化加算	50		介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに歯科医療機 関及び介護支援専門員への情報提供を評価
216108	短期生活処遇改善加算 I	1ヶ月の介護保険単位数から 1000分の140を乗じた単位 数		介護職員の賃金改善等の実施を届出を行い、指定短期入所生活 介護を行った場合(1ヶ月の介護保険単位数から1000分の140を乗じた単位数)
(食費)	短期生活食費	利用者負担 第1段階	300	(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各段階に応じて左記の料金(日額費用)を負担していただき ます
	短期生活食費	利用者負担 第2段階	600	
	短期生活食費	利用者負担 第3段階①	1000	
	短期生活食費	利用者負担 第3段階②	1,300	
	短期生活食費	上記以外の方	1,600	
滞在費 (多居室)	短期生活多居室	利用者負担 第1段階	0	
	短期生活多居室	利用者負担 第2段階	430	
	短期生活多居室	利用者負担 第3段階	430	
	短期生活多居室	上記以外の方	1,000	
滞在費 (個室)	短期生活従来型個室	利用者負担 第1段階	380	
	短期生活従来型個室	利用者負担 第2段階	480	
	短期生活従来型個室	利用者負担 第3段階	880	
	短期生活従来型個室	上記以外の方	1,300	

※短期生活処遇改善加算 I は区分支給限度額には反映されません。

※短期生活処遇改善加算 I

(サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に加算割合を乗じた単位数で算定することとし、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。)

2. 上記により“あなた様の利用料”(1日につき)

介護保険の加算 単位数	
要介護度 <input type="text"/>	単位

介護保険負担額		食費	居住費	1日の利用料合計額
要介護度 <input type="text"/>	負担割合 <input type="text"/> 割	円	円	円

介護保険の給付対象とならないサービス（契約書 第5条第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食 事（食材料費・調理費用）

朝食： 400円／食 昼食： 600円／食 夕食： 600円／食

（ただし、負担限度額の認定を受けておられる方につきましては負担限度上限額内の請求となります。）

当施設では管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則と
しています。

（食事時間）

朝食＝8：00～

昼食＝12：00～

夕食＝18：00～

* 料金は前頁サービスの利用料金の説明欄を参照して下さい。

②滞在費

従来型個室、多床室をご利用いただけます。但し、部屋の空き状況やご
契約者の身体状況により、ご希望に添えない場合もあります。

* 料金は前頁サービスの利用料金の説明欄を参照して下さい。

③特別な食事

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

ご利用料金は実費相当額をいただきます。（別途消費税要）

④喫茶のご利用

ご利用ごとに実費をいただきます。（1回 150円）

⑤レクリエーション・クラブ活動・外出行事

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、外出行事に参加
していただくことができます。材料代等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者
に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただき
ます。

* おむつ代（紙おむつ・布おむつ・リハビリパンツ・尿取りパット）は、
介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

- ◎ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書 第7条参照）

前記（1）（2）の料金、費用は、利用翌月の10日までに請求書にて請求させていただきます。（引き落としは20日、再引き落としは25日）
（お支払方法）

I：窓口での現金支払

II：ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし

振込先口座番号：14180-52519281

振込先加入者名：社会福祉法人よしみ会

III：下記指定口座への振込

三菱UFJ銀行 泉ヶ丘支店〔普通預金〕口座番号 1189525

名義：社会福祉法人よしみ会 泉北園百寿荘

理事長 中辻 祥代

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書 第8条参照）

- ご契約者の都合により、指定（介護予防）短期入所生活介護の利用を中止または変更もしくは新たなサービスを追加することができます。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出られた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等の正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の50% （自己負担相当額）

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況等の理由によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合がありますので、ご相談に応じさせていただきます。

- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- 通常の利用日においても気象状況等でやむを得ず利用中止する場合があります。当日午前9時までには、予定されている方にお知らせ致します。

5 苦情の受付について（契約書 第21条参照）

（1） 当施設における苦情・相談の受付

苦情・相談受付窓口 施設長 中辻 克友 072-296-3535

※受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後6時（祝日、年末年始を除く）

（2） 行政機関その他苦情受付機関

◎運営適正化委員会	大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉協議会 2階 TEL：06-6191-3130
◎国民健康保険団体連合会	大阪府中央区常盤1丁目3番8号 中央大通りFNビル内介護保険室介護保険課 11階 TEL：06-6949-5418
◎堺市健康福祉局 長寿社会部 介護保険課	堺市堺区南瓦町3番1号 TEL：072-228-7513
◎堺市堺区役所 堺保健福祉総合センター	堺市堺区南瓦町3番1号 TEL：072-228-7477
◎堺市南区役所 南保健福祉総合センター	堺市南区桃山台1丁1番1号 TEL：072-290-1812
◎堺市中区役所 中保健福祉総合センター	堺市中区深井沢町2470番地7 TEL：072-270-8195
◎堺市西区役所 西保健福祉総合センター	堺市西区鳳東町6丁600番地 TEL：072-275-1912
◎堺市東区役所 東保健福祉総合センター	堺市東区日置荘原寺町195番地1 TEL：072-287-8112
◎堺市北区役所 北保健福祉総合センター	堺市北区新金岡町5丁1番4号 TEL：072-258-6771
◎堺市美原区役所 美原保健福祉総合センター	堺市美原区黒山167番地1 TEL：072-363-9316
◎大阪狭山市役所 健康福祉部高齢介護グループ	大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 TEL：072-366-0011(代表)

※受付時間：毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時30分

6 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、財産等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者およびサービス従事者または従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文章にて、ご契約者の同意を得ます。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設設備の使用上の注意（契約書 第11条、第12条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。
・電気製品（テレビ・電気ポット等コンセントのあるもの）

(3) 喫煙

当施設は、児童福祉施設との併設となっていますので、施設内での喫煙は一切できません。

(4) 面会について

面会時間は午前10時00分から午後5時です。事務所前カウンターにある面会票をご記入ください。（感染症流行時期には一時的に面会制限を設ける場合があります。）

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。） また、施設内における可能な範囲での治療を行います。

* 百寿荘診療所等

（診察の際は健康保険証、医療受給者証が必要となります。一部負担金相当額等助成証明証をお持ちの方はご提示ください。）

* 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 恵泉会 堺平成病院
所在地	大阪府堺市
診療科	内科・消化器内科・整形外科・泌尿器科・歯科等
連絡先	072-278-2461（代表）

医療機関の名称	社会医療法人 啓仁会 堺咲花病院
所在地	大阪府堺市南区原山台2丁7番1号
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・婦人科等
連絡先	072-295-8833（代表）

医療機関の名称	医療法人 錦秀会 阪和第二泉北病院
所在地	大阪府堺市中区深井北町3176番地
診療科	内科・整形外科・眼科等
連絡先	072-277-1401（代表）

医療機関の名称	医療法人 ベルランド総合病院
所在地	大阪府堺市中区東山500番地の3
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科 他
連絡先	072-234-2001（代表）

8 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

【虐待防止に関する責任者 施設長 中辻克友】

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は利用者、利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者、ご家族の個人の情報を用いませ
- ② 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行なうものとします。
(開示に際しての複写料は負担していただきます。)

1 1 事故発生時の対応方法について

(1)入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	：三井住友海上火災保険会社 あいおい損害保険株式会社
保険名	：社会福祉施設・事業者総合補償制度 社会福祉施設総合保険
保障の概要	：福祉事業者総合賠償責任補償 医療行為賠償責任補償 入所者・利用者見舞金補償制度 什器補償

1 2 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文章による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書 第16条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書 第17条、第18条参照）

契約の有効期限であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書 第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことになどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者による他者への暴言・暴力・ハラスメント等があった場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書 第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

1 3. 非常災害対策について

(1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（総務長 濱田一茂）

(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。避難訓練（年2回）

1 4. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	①あり	実施日	令和2年12月25日
		評価機関名称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ
		結果の開示	①あり 2なし
2なし			

1 5. 緊急時の対応

現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連携を行う等の必要な措置を講じる。

個人情報取り扱いに係わる同意書

<個人情報保護の趣旨>

当施設が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

<個人情報利用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

<肖像権について>

施設内写真掲示・ホームページ・季刊紙・SNS・LINEにおいて、ご利用者様の写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に○をご記入下さい。

使用可能

使用不可

